

令和5年度就学援助 申請書 兼 同意書

船橋市教育委員会 あて

学校提出日：令和 年 月 日

私は、「同意項目」すべてに同意し、下記対象児童生徒についての就学援助を申請します。

申請者 (保護者)	現住所		令和5年1月1日現在の住民登録地(船橋市以外の場合)				
	船橋市						
	フリガナ		(上記記載の方のみ)船橋市への転入日		令和 年 月 日		
	氏名(自署)		電話	自宅・携帯 TEL — —			
申請理由	<p>該当する〔□〕に〔✓〕をしてください。 <input type="checkbox"/>生活保護世帯である <input type="checkbox"/>経済的に困窮している※令和5年度の住民税が確定していない場合は審査できません。 <input type="checkbox"/>船橋市における児童扶養手当(ひとり親家庭等への手当)が支給されている 又は 申請中である ※児童扶養手当を申請しているが、まだ認定されていない方は、令和5年度の課税台帳により審査を行います。</p>						
対象児童生徒	在籍学校名		学校				
	学年・組		フリガナ 児童生徒氏名		生年月日		
	I	年 組			平成 年 月 日		
	II	年 組			平成 年 月 日		
III	年 組			平成 年 月 日			
家庭の状況 (対象児童生徒以外)	氏名	続柄	生年月日	職業又は 在籍学校名・学年	令和5年1月1日 時点の住民票	居住状況	別居の理由
	1	上記申請者(保護者)	本人	昭・平・令 年 月 日		市内・市外	
	2		妻・夫 父・母 子・()	昭・平・令 年 月 日		市内・市外	同居・別居
	3		妻・夫 父・母 子・()	昭・平・令 年 月 日		市内・市外	同居・別居
	4		妻・夫 父・母 子・()	昭・平・令 年 月 日		市内・市外	同居・別居
	5		妻・夫 父・母 子・()	昭・平・令 年 月 日		市内・市外	同居・別居
	6		妻・夫 父・母 子・()	昭・平・令 年 月 日		市内・市外	同居・別居
	7		妻・夫 父・母 子・()	昭・平・令 年 月 日		市内・市外	同居・別居
口座情報	就学援助費の振込先は、下記口座を指定します。※普通口座のみ指定可						
	金融機関名	支店コード	口座番号	種別	口座名義(カナ) ※申請者名義		
	銀行 信用金庫 信用組合 農協	支店 出張所		普通			
<p>◎ここに『記載した就学援助費振込先口座の通帳のコピー(申請者名義のもの)』を貼付してください。 (通帳表紙裏の見開きの金融機関名、支店名、口座番号、口座名義(カナ)が記載されているページ)</p> <p>※インターネットバンキング等で通帳がない場合は、上記情報が確認できるものを貼付してください。</p> <p>※通帳のコピーが剥がれたりしないようにしてください。なお、折り曲げて貼付しても問題ありません。</p> <p>※特別支援教育就学奨励制度へ既に申請している場合は、特別支援教育就学奨励制度と同一の口座を指定してください。</p>							

▼必ず裏面をご確認ください▼

同意項目

- ◆ 私は、船橋市教育委員会（学務課）が認定審査のために私及び私と同居、生計を一にする者の課税状況、生活保護及び児童扶養手当の受給・資格喪失状況、学籍簿、住民基本台帳等を調査することに同意します。
- ◆ 私は、船橋市教育委員会（学務課）が就学援助の認定、喪失、支給、その他必要な情報等について船橋市教育委員会各課、生活支援課、児童家庭課、保育認定課、地域福祉課、地域保健課及びその他庁内外関係機関と相互に情報共有することに同意します。
- ◆ 私は、本申請書に記載した口座と添付した通帳コピーの内容が異なっていた場合、通帳コピーの口座に支払うことに同意します。また、申請者と異なる保護者の振込口座を指定する場合は、口座名義人に就学援助費を受領する権限を委任します。その他、就学援助認定世帯等を対象とした給付金等があるときは、就学援助の指定口座を使用（給付金所管課と共有含む）する必要があることに同意します。
- ◆ 私は、就学援助の認定、喪失、変更、支給、返還金状況、その他必要な情報等について、在籍する学校と情報共有することに同意します。
- ◆ 私は、就学援助費の費用の報告について学校長に委任することに同意します。また、船橋市教育委員会（学務課）が必要と判断した場合には、就学援助の受領、支給、返還に関して学校長に委任することに同意し、就学援助費を学校徴収金の未納分等に充当することにあわせて同意します。
- ◆ 私は就学援助受給資格を喪失した際には、相当額を返還することに同意します。

注意事項

- (1) 本申請書 兼 同意書の当初申請期限は5月10日までとなります。
【当初（4月）認定最終期日】
 ※5月11日以降に申請された場合は、原則申請日（学校に提出した日）の属する月からとなります。
 例) 5月11日に学校に申請書を提出し認定 ⇒ 5月から就学援助の対象
 ※申請書類に関して学校から指定された期日がある場合、その期日までに提出してください。
- (2) 就学援助制度の申請は、「令和5年度（令和4年分）の収入申告」が必要です。
 収入の有無に関わらず申告が済んでいない場合は、審査できませんので、必ずご申告ください。
 ※収入が無い場合（被扶養者を除く）も市民税課へ収入が無い旨の申告が必要です。また、失業手当や遺族年金等の非課税収入のみの場合でも市民税課へ申告が必要です。
 ※確定申告の期限を過ぎて申告を行った場合、船橋市に申告内容が届いておらず審査ができない可能性がありますのでご注意ください。
- (3) 世帯又は同居家族内に、以下①②に該当する方がいる場合には、令和5年1月1日時点で住民登録のある市区町村にて取得可能な「令和5年度市県民税（非）課税証明書（令和4年分の収入）」を6月20日までに学校に提出してください。（船橋市で令和5年度市県民税（非）課税証明書が発行可能な方は不要）
 ①「令和5年1月2日以降に船橋市へ転入された方」
 ②「船橋市に住民登録がない方（単身赴任等）」
 ※総収入・給与収入・合計所得・各種所得・扶養人数・各種控除金額等が記載されているものが必要になります。その他の書類で代用はできません。
 ※「令和5年度市県民税（非）課税証明書」は6月上旬頃から各市において取得可能です。
- (4) 日本国外での収入がある場合、令和4年1月～12月分の日本国外での収入がわかる書類をご提出ください。